



県 章

# 滋賀県公報

平成 26 年 (2014 年)  
9 月 5 日  
号 外 ( 1 )  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	4

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成25年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年9月5日

滋賀県監査委員	面	村	久	子
”	平	居	新	司 郎
”	山	田		実
”	谷	口	日	出 夫

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
西部県税事務所	平成26年6月3日・7月7日
南部県税事務所	平成26年5月29日・7月7日
中部県税事務所	平成26年5月27日・7月7日
東北部県税事務所	平成26年5月26日・7月7日
自動車税事務所	平成26年6月3日・7月7日
南部環境事務所	平成26年5月29日
甲賀環境事務所	平成26年5月28日
東近江環境事務所	平成26年5月27日
湖東環境事務所	平成26年5月16日
湖北環境事務所	平成26年5月26日
高島環境事務所	平成26年5月15日
西部・南部森林整備事務所	平成26年6月19日
甲賀森林整備事務所	平成26年6月23日
中部森林整備事務所	平成26年7月4日
湖北森林整備事務所	平成26年6月26日
南部健康福祉事務所	平成26年5月29日・7月7日
甲賀健康福祉事務所	平成26年5月28日・7月7日
東近江健康福祉事務所	平成26年5月27日・7月7日
湖東健康福祉事務所	平成26年5月16日・7月7日
湖北健康福祉事務所	平成26年5月26日・7月7日
高島健康福祉事務所	平成26年5月15日・7月7日
大津・南部農業農村振興事務所	平成26年6月20日
甲賀農業農村振興事務所	平成26年6月23日

東近江農業農村振興事務所	平成26年7月4日
湖東農業農村振興事務所	平成26年6月17日
湖北農業農村振興事務所	平成26年6月26日
高島農業農村振興事務所	平成26年6月13日
大津土木事務所	平成26年6月19日
南部土木事務所	平成26年6月20日
甲賀土木事務所	平成26年6月23日
東近江土木事務所	平成26年7月4日
湖東土木事務所	平成26年6月17日
長浜土木事務所	平成26年6月26日
高島土木事務所	平成26年6月13日
東京事務所	平成26年5月19日

(注) 平成26年7月7日の監査執行は書面監査による。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

#### 湖北森林整備事務所

職員の不注意による物品(GPS端末)の亡失が認められたので、今後は物品の適切な管理に努められたい。

#### 湖東健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成26年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ812,117円増加し、1,552,115円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 湖北健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成26年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ679,211円増加し、9,439,823円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 甲賀農業農村振興事務所

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、301,476円が支払われているほか、相手方に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

#### 大津土木事務所

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、752,157円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

#### 湖東土木事務所

河湖占用料等について、平成26年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ321,986円増加し、1,098,725円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 高島土木事務所

河湖占用料について、平成26年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,262,700円増加し、4,585,000円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 高島土木事務所

職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険により609,450円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

## (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

## (7) 収入関係（15件）

- ・調定誤りがあるもの（南部県税事務所、東北部県税事務所、自動車税事務所）
- ・調定・収入時期が遅延しているもの（南部土木事務所、高島土木事務所）
- ・生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの  
（西部・南部森林整備事務所、南部健康福祉事務所、甲賀健康福祉事務所、東近江健康福祉事務所、南部土木事務所、長浜土木事務所）
- ・督促等の措置が適切になされていないもの（東近江健康福祉事務所、湖北健康福祉事務所）
- ・現金の保管方法等に適切を欠くもの（東近江土木事務所、長浜土木事務所）

## (4) 支出関係（2件）

- ・交付決定等の手続きが適正でないもの（甲賀農業農村振興事務所、東近江農業農村振興事務所）

## (7) 契約関係（11件）

- ・仕様書の積算誤りがあるもの  
（中部県税事務所、湖東農業農村振興事務所、大津土木事務所、南部土木事務所、甲賀土木事務所、長浜土木事務所）
- ・最低制限価格の設定が適切でないもの（長浜土木事務所）
- ・入札に係る事務処理が適正でないもの（甲賀土木事務所、長浜土木事務所）
- ・検査・検収が適正になされていないもの（自動車税事務所、東近江土木事務所）

## (エ) 工事関係（2件）

- ・事業計画または設計内容等が適当でないもの（長浜土木事務所）
- ・設計変更の手続が適切でないもの（湖東土木事務所）

## (オ) 財産関係（13件）

- ・物品の適正な管理を求めたもの（東近江健康福祉事務所）
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの  
（甲賀農業農村振興事務所、湖東農業農村振興事務所、湖北農業農村振興事務所）
- ・公用車の事故の防止を求めたもの  
（自動車税事務所、南部環境事務所、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、東近江農業農村振興事務所、湖東農業農村振興事務所、湖北農業農村振興事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所）

## (3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

## (7) 収入関係（9件）

- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの  
（西部県税事務所、南部県税事務所、中部県税事務所、東北部県税事務所、自動車税事務所、高島健康福祉事務所、南部土木事務所、東近江土木事務所、長浜土木事務所）

## (4) 支出関係（15件）

- ・支出方法等が適当でないもの（中部県税事務所）
- ・諸手当等の支給を誤っているもの  
（西部県税事務所、東北部県税事務所、中部森林整備事務所、甲賀健康福祉事務所、湖北健康福祉事務所、大津土木事務所、南部土木事務所、長浜土木事務所、高島土木事務所）
- ・旅費の支給を誤っているもの  
（西部県税事務所、中部県税事務所、高島健康福祉事務所、大津土木事務所、湖東土木事務所）

- (ウ) 契約関係（1 件）
  - ・契約変更が適期適切に処理されていないもの（西部県税事務所）

- (エ) 財産関係（6 件）
  - ・物品の適正な管理を求めたもの  
（西部県税事務所、甲賀森林整備事務所、湖東健康福祉事務所、東近江土木事務所）
  - ・不用決定、処分の手続が適正でないもの（湖東健康福祉事務所、甲賀土木事務所）

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成26年 5 月 15 日から平成26年 7 月 4 日までおよび 7 月 7 日に実施した35機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 東京事務所の機能強化について（東京事務所）

本県においては、新生美術館の開館や国体開催を控え、首都圏における情報発信力の強化や存在感の発揮が求められている。

現在、多くの自治体において、6 年後の東京オリンピック・パラリンピック開催も見据え、人・モノ・情報が集中する首都圏におけるブランド発信や国内外の観光誘客のため、東京でのアンテナショップを一等地に移転したり、イベントスペースやレストランを併設するなど自治体間の魅力発信競争が激しくなっている。

このため、東京事務所において、首都圏における本県の前線基地としてのミッションを今一度明確にし、国政関係者やマスコミ、滋賀県ゆかりの人脈などの活用により、中央省庁の政策や経済界の動向等の情報収集と、例えば「ゆめぶらざ滋賀」と連携するなどして積極的な情報発信を行うなど、戦略的に動く東京事務所となるようその機能強化について関係機関とも協議し検討されたい。

-----  
**監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年 9 月 5 日

滋賀県監査委員	西	村	久	子
〃	平	居	新	司 郎
〃	山	田		実
〃	谷	口	日	出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監 査 執 行 対 象 機 関 名	八幡商業高等学校
監 査 執 行 年 月 日	平成26年 3 月 5 日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成26年 3 月 17 日
監 査 の 結 果	<p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成20年11月から正当支給額を上回って支給され、67,500円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき「八幡商業高等学校」が講じた措置の内容</p> <p>該当する職員について通勤経路等の確認および再計算を行い、該当期間のうち戻入可能な期間（平成21年 2 月分から平成26年 1 月分）について過払額60,750円の戻入措置を講じ、平成26年 3 月 7 日に完納した。</p> <p>その他の職員の認定内容について、通勤届にある経路の経済性および合理性の確認のため、電車バス等の乗継ぎに伴う各種割引制度等の有無を十分に調査した結果、戻入を要する事例はなかった。</p> <p>今後は 6 ヶ月ごとの定期券、回数券等の確認時において、職員の通勤経路変更の有無等の確認と併せて割引制度等がある場合にはこれを用いた通勤手当の算定となる旨の注意喚起を行い、算定誤りを生じさせないように徹底していく。</p>

監査執行対象機関名	公益財団法人滋賀県体育協会
監査執行年月日	平成25年11月25日
監査結果報告年月日	平成26年3月17日
監査の結果	<p>滋賀県スポーツ振興補助金(国民体育大会派遣事業)において、補助対象経費の積算を誤っていたため、1,532円の過大交付を受けている事例が認められたので、速やかに補助金の返還手続を講じるとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき「公益財団法人滋賀県体育協会」が講じた措置の内容	<p>監査の指摘を受けた、国民体育大会冬季大会における滋賀県選手団本部役員派遣旅費については、宿泊料の精算を誤って支給したことから、1,532円の補助金の過収入となり、平成26年1月21日に同額を県教委へ返還した。</p> <p>今後は関係法令を遵守し、旅費支給事務にあたっては派遣する者等に十分確認するなどし、再発防止に努める。</p>
当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容	(教育委員会事務局スポーツ健康課)
	<p>平成25年11月11日に公益財団法人滋賀県体育協会から提出された補助金の一部返納の申し出に基づき、当該補助金の超過交付となった1,532円の納付を通知し、平成26年1月21日に同額を収納した。</p> <p>今後も補助事業の支出にあたり、旅費支給事務等が適正に行われるよう指導に努める。</p>

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成26年3月17日
監査の意見	<p>(i) 文化振興事業団の文化芸術部門とびわ湖ホールとの事業統合へ向けた取組について(公益財団法人滋賀県文化振興事業団、公益財団法人びわ湖ホール)</p> <p>公益財団法人滋賀県文化振興事業団(以下「事業団」という。)は、県民の文化の振興と向上を図るため舞台公演等各種事業を実施するとともに、指定管理者としてしが県民芸術創造館、滋賀県立文化産業交流会館および滋賀県希望が丘文化公園を管理、運営している。一方、公益財団法人びわ湖ホール(以下「ホール」という。)は、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを指定管理者として管理、運営し、芸術文化の創造と振興を図ることを目的にオペラに代表される各種の舞台芸術事業を実施している。</p> <p>これまで事業団の文化芸術部門とホールとの事業統合については、外郭団体見直し計画の中で検討することとされているが、現在のところ具体的な進展はない。また、指定管理者である事業団が管理、運営を行っているしが県民芸術創造館については、平成27年1月に草津市に移管されることとなっており、これまで施設を管理、運営してきた事業団の経営と事業展開にとって大きな転換点を迎えている。</p> <p>については、本県の文化芸術の振興に大きな役割を果たしている両団体においては、事業内容や組織体制を含め団体の今後のあり方について早急に検討のうえ決定されるとともに、事業団とホールの両法人が文化芸術の分野において、それぞれ今後どのような役割を果たしていくのか、方向性を示され、並行して実務面からも検討を進められたい。</p>
当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県文化振興事業団、公益財団法人びわ湖ホール」が講じた措置の内容	<p>1 公益財団法人滋賀県文化振興事業団</p> <p>しが県民芸術創造館が草津市に移管されるにあたり、当財団では平成26年度に「滋賀県文化・元氣室」を創設し、全県域にわたる文化芸術事業を文化ホール、学校、地域等とのネットワークを拡充させ、県民の参画を得ながら展開している。</p> <p>優れた舞台芸術事業を発信する公益財団法人びわ湖ホールと、上記取組を行う当財団とが事業統合により情報を共有し、ノウハウを活用することにより、本県文化芸術の充実・強化が期待できることから、組織体制について関係機関と協議の上、早急に方針決定していく。</p> <p>2 公益財団法人びわ湖ホール</p> <p>当財団の経営については、中期経営計画(第Ⅱ期)を基に、戦略的な事業展開を行うとともに、安定的な法人運営に努めているところである。</p>

公益財団法人滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門との事業統合については、今後県立文化ホールが南北 2 館体制となるため、滋賀県立文化産業交流会館を含め、県全体の舞台芸術・音楽の振興が図れるよう、関係機関との協議の中で検討し、早急に方針決定していく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (総合政策部文化振興課)

県立文化ホールは、しが県民芸術創造館の草津市への移管により、南の滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールと、北の滋賀県立文化産業交流会館の南北 2 館体制となるが、両館とも平成 27 年度で現在の指定管理期間が満了することから、次期指定管理に向けての方向性と、両財団における検討との整合を図りながら、できる限り早期に方針を決定できるよう、調整することとしている。

なお、文化芸術部門の事業統合に係る検討の一方で、公益財団法人滋賀県文化振興事業団は、指定管理者として滋賀県希望が丘文化公園を平成 26 年度から平成 30 年度まで管理運営することとなっており、実務面においては、同公園の扱いをどうしていくのかが大きな課題となっているところである。事業統合とも関連する課題であることから、早急に方針決定できるよう、併せて調整してまいりたい。

監査結果報告年月日 平成 26 年 3 月 17 日

監査の意見

(2) 農林漁業の 6 次産業化への支援について (公益財団法人滋賀県産業支援プラザ)

農林漁業者等が、地域内で生産（1 次産業）した農林水産物を素材として、製品加工（2 次産業）することによって付加価値を高め、流通・販売（3 次産業）までを行うことにより、所得を増大させていくことを目指す 6 次産業化への取組が進められている。

県においては、滋賀県農業技術振興センターなどで 6 次産業化サポート体制を整えており、6 次産業化プランナー等による個別相談や課題解決に向けた実践研修の実施、異業種等との交流会の開催などの支援を行っている。

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という。）は、これまでマッチングを目的とする異業種間の交流、産学官の連携による研究開発や起業支援など、主に商工業を中心とした産業支援を行ってきたところであり、農林漁業分野への支援としては、新事業応援ファンドの農業法人等による活用事例はあるものの、プラザの認知度や利用はまだまだ低い状況にある。

については、6 次産業化の取組を進めるうえで、プラザが培ってきたノウハウが活かされ効果的な支援となる可能性もあることから、プラザにおいても県の 6 次産業化をサポートする機関や農林水産系の研究機関等との連携を強化し、農林漁業の 6 次産業化への支援の一層の充実を努められたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県産業支援プラザ」が講じた措置の内容

当プラザは、滋賀県 6 次産業化推進連絡協議会の構成員として参画しており、滋賀県における 6 次産業化の支援機関である滋賀県農業技術振興センターや、農商工連携の支援を行っている滋賀県中小企業団体中央会等との情報の共有、連携を図り 6 次産業化に向けた取組への支援を行う。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (商工観光労働部商工政策課)

滋賀県産業支援プラザは、農林水産業、商工業関係の機関・団体が連携し、6 次産業化の推進を積極的に図るために設置された、滋賀県 6 次産業化推進連絡協議会に構成員として参加している。この協議会を通じ、関係機関との連携強化や、ノウハウを活かした 6 次産業化に向けた支援の一層の充実を図るよう、指導を行うこととした。

監査結果報告年月日 平成 26 年 3 月 17 日

監査の意見

(3) 体育協会の今後の方向性について (公益財団法人滋賀県体育協会)

公益財団法人滋賀県体育協会（以下「体育協会」という。）は、滋賀県のスポーツを統括する組織として、社会体育施設の管理運営およびその活用によるスポーツ等の機会を提供し、県民総スポーツの振興と競技力向上を図っているところである。

しかし、現在、体育協会で実施されている事業の大半が社会体育施設の指定管理や受託事業等であり、県からの財源に依存している現状から、自主財源の確保による主体性の向上、組織体制の強化が求められている。また、平成 25 年度から平成 27 年度を計画期間とする中期経営計画が定められているが、経営の長期的な方向性は定まっていない。

については、第79回国体の本県開催を見据え、県民のスポーツ振興と競技力向上に向けた取組とのウェイトの置き方など、長期的な視点から体育協会の今後のあるべき役割、目標を明確にするとともに、自主事業の展開に必要な財源の確保に努められたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県体育協会」が講じた措置の内容

公益財団法人滋賀県体育協会は、本県のスポーツ振興を総合的に推進し、スポーツを通して生涯にわたり明るく豊かで活力ある社会の実現に寄与してきたところである。

平成24年度からは、公益財団法人に移行し平成25年度から平成27年度を計画期間とする中期経営計画を定め、民間的な経営感覚による効率的・効果的な協会運営に努めているところである。

今後のあるべき役割、目標については、2024年（第79回）国民体育大会の本県開催を見据え、今後、本県のスポーツ振興を図るための重要な時期を迎えることから、平成25年8月に策定した滋賀の競技力向上対策基本計画に基づき、引き続き競技力の向上対策に取り組むとともに、現行の中期経営計画の達成状況を検証のうえ、中・長期的な視点も踏まえた計画を策定することとしている。

また、自主事業の展開に必要な財源の確保については、公益財団法人としての優遇性を活かし、協賛金などの寄付金や指定管理施設利用者の一層の拡大に努める。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容（教育委員会事務局スポーツ健康課）

監査委員からの御意見も踏まえ、今後、公益財団法人滋賀県体育協会（以下「体育協会」という。）が次期計画を策定するにあたっては、コスト意識を持って継続的な経営改善を行うことや、2024年（第79回）国民体育大会の本県開催を見据え、体育協会のあるべき役割・目標を明確にした計画となるよう助言するとともに、計画の進行管理を行うこととしている。

あわせて、競技力向上対策については、今後、県主導の対策本部の中で、体育協会とも連携を密にしながら取り組むこととしている。

また、自主財源の確保については、指定管理施設を運営するにあたり、管理運営目標を達成することで、必要な財源が確保できるよう、管理業務の改善等について指示を行うこととしている。

